

八代市ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金事業概要

目 的	この事業は、母子家庭のお母さん又は父子家庭のお父さんの就職の際に有利であり、かつ生活の安定につながる資格の取得を促進するため、その資格の養成訓練期間中の一定期間において給付金を支給し、資格の取得を容易にすることを目的としています。	
対 象 者	八代市内に住所を有する母子家庭の母又は父子家庭の父であって、次の支給要件の全てに該当し、対象資格を取得するため修業している人。 (1) 児童扶養手当法による児童扶養手当の支給を受けていること又はその支給要件と同様の所得水準にあること。(ただし、支給要件と同様の所得水準を超えた場合であっても、その後1年に限り対象となります。) (2) 対象資格の養成機関において6月以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる者であること。 (3) 就業又は育児と修業の両立が困難であると認められる者であること。 (4) 訓練促進給付金の支給を受けたことがないこと。 (5) 訓練促進給付金等と趣旨を同じくする給付金等の支給を受けていないこと。	
対象資格	対象資格は次のとおりです。(雇用保険法(昭和49年法律第116号)及び雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)の規定による指定教育訓練講座) 看護師・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士・理容師・美容師・あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師・栄養士・保健師・助産師・准看護師・歯科衛生士・診療放射線技師・診療エックス線技師・歯科技工士・臨床検査技師・調理師・製菓衛生士・柔道整復師・視能訓練士・社会福祉士・精神保健福祉士・言語聴覚士・管理栄養士・医師・歯科医師・薬剤師・臨床工学技士・義肢装具士・救急救命士など	
支給期間	修業期間の全期間(上限4年) ※ただし、准看護師養成機関を修了し、看護師の資格を取得する場合や、看護師養成機関を修了し、保健師の資格を取得する場合等、引き続き養成機関で修業し、資格取得を目指す場合も支給期間の上限は4年となります。	
支 給 額	市町村民税非課税世帯	100,000 円(修業課程の最終年度は140,000 円)
	市町村民税課税世帯	70,500 円(修業課程の最終年度は110,500 円)
給付金の支給額は、上記のとおり所得水準の区分により、原則として申請のあった日の属する月分から支給します。なお、養成機関における課程終了までの最後の12月間について、従来の支給額に月額4万円を加算して支給します。		
訓練修了 支援給付金	市町村民税非課税世帯	50,000 円
	市町村民税課税世帯	25,000 円
養成機関において養成課程を修了した人には、上記のとおり所得水準の区分により修了支援給付金を支給します。		
必要書類	【児童扶養手当未受給者】 戸籍謄本(母(父)・児童のもの)、通帳、今年1月2日以降に転入された人は所得証明(1月から7月までの間に申請する場合には前年度分)、在籍証明書(修業している養成機関の長が発行するもの)、世帯全員の個人番号(窓口に来られる方の身分証明証)、学生証	
	【児童扶養手当受給者】 児童扶養手当証書、通帳、今年1月2日以降に転入された人は所得証明(1月から7月までの間に申請する場合には前年度分)、在籍証明書(修業している養成機関の長が発行するもの)、世帯全員の個人番号(窓口に来られる方の身分証明証)、学生証	
問 合 せ	八代市こども家庭支援課 子育て給付係 TEL 0965(37)6800(直通)	